

日本監査研究学会臨時全国大会

日 時 昭和60年 5月11日

場 所 神戸大学

百 合 野 正 博

日本監査研究学会の臨時大会が1985年5月11日に神戸大学において開催された。今大会は、昨1984年5月に法務省民事局参事官室が公表した「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」のうち、その七の五に「会計監査人監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のものは、会計専門家（公認会計士、監査法人、会計士補又は税理士）による、会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無（商法281条ノ3第2項2号・9号に該当）等に限定した『監査』を強制するとの意見があるが、どうか」とする意見照会について、いわゆる「限定監査」の問題をはじめとして種々の問題点が考えられることから、急拠臨時大会として開催されたものである。

今大会はパネル・ディスカッション形式で行われた。司会者およびパネラーは次のとおり。

- 司会者 高田正淳（神戸大学）
副司会者 津田秀雄（和歌山大学）
パネラー 熊野実夫（阪南大学）
 „ 高柳龍芳（関西大学）
 „ 武田隆二（神戸大学）
 „ 梶田圭児（公認会計士）
 „ 森 實（神戸大学）
 „ 森本 滋（京都大学）
 „ 山本龍雄（公認会計士）

また、討論は次のようなテーマにしたが行われた。

I 中小会社監査の意味と条件

- 1 中小会社の規模を認定する基準
- 2 監査概念の拡大
- 3 中小会社監査の目的
- 4 限定監査(簡易監査)
- 5 監査受入れの条件

II 中小会社の監査実施と監査報告

- 1 内部統制・会計組織整備の調査
- 2 実査・立会・確認
- 3 経営者不正のチェック
- 4 監査報告書
- 5 範囲限定の程度
- 6 意見表明の有無と方法

以下は筆者のメモをもとに、当日の討論の概要を紹介しようとするものである。全般的には発言順に整理しているが、何分にも、パネル・ディスカッション形式ということから、発言と応答が早いために、思わぬ過ちを犯しているのではないかと危惧している。それらについて、あらかじめおことわりし御容赦をお願いしたい。

1 中小会社の規模を認定する基準

まず司会者から、監査を受けるべき中小会社の規模を認定する基準としては何を考えればよいか、との問題提起が行われた。それに対して、パネラーからは、株主数、資本金額、売上高、従業員数、公開・非公開の区別、取引先数、債務額合計などの種々の基準が示されたが、その中で高柳教授は、株式会社については中小会社という概念をうち出す必要はないのであって、株式会社の制度は今のまま維持し、その全てを強制監査すべきであるのに対して、有限会社については上限を定めるべきであるという考え方を示された。また、武田教授は、規模を考えるについては、理論と制度の両側面からとらえるべきであり、理論的には、共通の属性の中で安定的なものを考え、ストックとフローの両面から、現行の大・中・小区分をなるべく破壊しない基準を選定すべきであるとされた。しかし、制度の面からとらえた場合には、現実問題としてそ

の基準作りは非常にむづかしく、結局、政治決着をみることになるのではないかと、この考え方を示された。

2 中小会社監査の目的

つづいて司会者から、従来、監査の目的は投資家保護か債権者保護かという2つの基準を中心に考えられてきたが、今回の立法については、これらのうちのどちらが目的になっているか、との質問が出された。これに対しては、熊野教授が、中小会社においてはオーナー・マネージャーが多く、また従業員も会社の内容をよく知っているから、保護されるべきは債権者であるという考え方を示されたが、そのためには原価主義会計から離れて時価主義会計のもとの会計監査が必要であるとも述べられた。また、武田教授は、この立法は財貨関係を通じて企業が関係を持つ領域が拡大していることを背景にしているから、株主保護、債権者保護を越えた利害関係者保護をはかるべきであるとされた。これに対して、森本教授は提案趣旨を説明されたうえで、そもそも法制審議会の議論は、実態をふまえたものではなく、ゾルレン的に EC 諸国の立法例から出発しているのではないかと、この考え方を示された。そして、個人的には、大小会社区分立法の必要性それ自体に疑問を持っていると述べられた。さらに、西独においては2千社の株式会社が会計監査人監査を受けており、25万社もの有限会社が監査と計算書類の公開を行っているが、これにはもともと任意監査を受けていたという歴史があるので、単純にわが国の制度と比較することはできないと明確に指摘された。

3 限定監査（簡易監査）

ここで司会者から、開示をする以上は、情報の正確性を期すために監査が必要ではないかとすれば、限定監査はありうるのではないかと、この質問が出された。

これに対して、公認会計士の梶田・山本両氏からは、現在行われている「監査」について、その範囲や手続に限定を加えて省略したものは、かりにそれが役立つとしても監査と考えることはできないから、限定監査はありえないというはっきりとした考え方を示された。そして、現在行われている監査概念の拡大論はむしろ縮小論に他ならないと批判された。

他方、森教授は、社会のニーズに応えるためには第三者的に情報の信頼性を保証す

るものとしての広義の監査概念をとることが必要であるとの立場をとられた。現に、わが国では中間財務諸表は広義の財務諸表に含まれており、その監査も行われているとの意見を述べられた。また、武田教授は、会計行為を検証する行為が監査であり、現行の適正(法)性監査もまた、対象を財務諸表に限定していることや、試査で行っていること、重要性の原則の存在していることなどから、現在の監査そのものが一種の限定監査に他ならないと指摘された。さらに熊野教授は、資産についてはその実在性を確認し、負債についてはその網羅性を確認すれば監査と考えられるわけであるから、それを遵守する限りにおいては限定監査もありうるとされた。一方、高柳教授は、監査の目的は「実際」と「規範」の合致を調べることにあり、債権者保護、投資家保護というものはその結果にすぎないとの考え方を示された。そして、利害関係者保護をはかるものは会計規定であり、企業会計原則はあらゆる利害関係者の利益を調整しているから、中小会社でも企業会計原則を遵守することが必要であると同時に、そうすることで十分であると述べられた。さらに、問題とされている簡易監査が、監査を行ううえで最低限行わなければならない残高の検証と内部統制を試査で調査することを省略するようなものであるならば、はたしてそれが監査と呼べるものであるかどうかは疑問であるという考え方も示された。

4 中小会社の監査実施

ここで一般席から、中小会社が監査を受けるだけの経済的能力を持っているかどうかも考えてもらわないと困るとの発言があり、それを受けて、中小会社監査を実施する場合の問題点について考察することとし、テーマをIIの1～3に移してさらに活発なディスカッションが行われた。

まず熊野教授は、先に述べた資産の実在性と負債の網羅性を検証する監査であれば、資本金5千万円程度の会社3万5千社くらいなら十分に可能であるが、ただし、その場合でも内部統制のしっかりできていない会社においては監査を行うことは無理であろうとつけ加えられた。また、森教授はコストとベネフィットを考へて、段階的に実施に移すべきであるとされ、高柳教授は、最終的には正規の監査を実施すべきであるが、規模を考えれば、簡単な手続で正規の監査が実施できるのではないかという考え方を示された。

これらのパネラーの発言に対して、一般席からは、まず税理士の立場から、①110

万社にものぼる中小会社においては、中小企業浄えの受入体制の制限について検討することがまず大切であり、②今回の商法改正の意図するところをくみとれば、有限責任という利益を享受する以上は最低資本金以上の会社はすべて強制監査を受けるべきであり、③『企業会計』に掲載された近畿税理士会の提案（1985年5月号—佐藤裕志稿「限定監査の基本構想」）について検討を願いたい旨の発言がなされた。

他方、一般席の公認会計士からは、基本的問題が何なのかをまず検討すべきであった、110万社にものぼる株式会社を認めることにこそ問題があるのではないかとの指摘があった。そして、それらについては、計算書類を作成しないのは問題外であって、手段である監査の問題を先に出すのは本末転倒であろうとの意見が述べられた。

さらに一般席からは次のような質問が各パネラーに出された。まず、森本教授に対して、現在110万社の株式会社にいる監査役を英国のように専門家に依頼できないかとの質問がなされた。森本教授は、ジェンキンス報告によれば、免除私会社については、個人企業におけるプライバシーの問題に関連して公開に対する反対があったが、監査についての反対はなく、1968年以降全てのリミテッド・カンパニーに監査が強制されているが、それは英国においては相当数の会社が任意監査を受けていたという事実があったことが幸いしているであろうとの見解を示された。梶田氏に対しては、素人が監査役として現実に監査を実施しているにもかかわらず公認会計士という専門家が監査できないと主張するのは責任問題がからむからかという質問が出された。それに対しては、責任問題があるから敬遠しているわけではなく、何らかの指導性を発揮した旨を述べる証明書の発行はありうるのではないかという見解を示された。さらに、熊野教授に対して、限定監査の場合、和議の平均報酬である1時間あたり3千円という低い報酬で実施することは可能なのかとの質問が出されたが、それに対しては、英国においてもスモール・ビジネスの監査報酬は低いから、やり方によってはそれでも監査を実施することは可能であろうと答えられた。

また、高柳教授から、有限責任という問題に関連してのみ監査が必要になるのだとすれば無限責任会社には監査は必要ないことになるのかという問いかけが行われたが、それに対して熊野教授から、有限責任の存在で社会は恩恵をこうむっているわけであるから乱用を防ぐだけで十分であるとの回答がなされた。他方、一般席からは、有限責任という利益を受けるための前提条件として開示につながる監査が必要なのであって、乱用防止だけでは十分でないとの反対意見が述べられた。

つづいて一般席から、森教授に対して、証明機能の拡張と監査概念の拡張の関係について質問が行われ、森本教授と榊田氏に対しては証明機能の拡張を行っていくべきかどうか、つまり会計があって監査なしという状況を作ってもよいかどうかの質問がなされた。それらに対しては、それぞれ、監査証明機能の拡張がすなわち監査の拡張と考えるべきであって、会計のあるところには、コストとベネフィットが許す限り監査ありという状況を作るべきであり、またアテスト・ファンクションとしては拡張すべき旨の回答が行われた。

さらに一般席から、西独においては、4千6百人の経済監査士が2千百社の株式会社と3千5百社の有限会社の監査を受け持っており、それ以外の監査を受けねばならない1万5千社については税理士等による監査を受けているが、これが「限定監査」ではないかという意見が述べられた。

ここで司会者から、中小会社においても開示が必要であり、開示する限りは「監査」が必要であるとの合意がなされたと考えてもよいが、しかし、わが国においては、中小会社の監査を実施する以前に解決しなければならない問題があるのではないか、という指摘がなされた。それらの問題というのは、たとえば、中小会社経営者の理解度、会社組織の整備、内部統制の整備、監査コスト、監査人の独立性の確保の条件、責任限定問題、中小企業向けの会計基準と監査基準などであり、監査を受け入れるためには、まずこれらのうちのどの条件を優先させるべきであろうかとの問題提起が行われた。

5 監査受け入れの条件

この問題に関しては、まず武田教授が、条件には3つのものが考えられるとされ、①人的制約条件としては、監査役は無機能化状態が開示の徹底や専門家による監査という改善策を要求するし、②組織的制約条件としては、内部統制組織の不備が会計専門家の指導という改善策を要求する、そして、③経済的制約条件が監査費用の負担の面から簡易監査を要求するとの指摘があった。森教授からは、中小企業向けの監査基準（中味は準則的）を作成すればよいのであって、組織自体は整備されているのではないかとの意見が述べられた。それとは逆に、高柳教授は、監査の受け入れ体制はほとんどできていないのではないかという意見を述べられた。したがって、中小会社向けの会計基準と監査基準を検討する必要があるとされた。他方、熊野教授は、急いで

法律を作っても、他の法律が守られていないのと同様に守られない恐れがあるから、まず最初に開示をなすべきであって、その後で監査の重要性を認識すべきであるとされ、時期尚早であるとの立場を明確にされた。これを受けて、森本教授も、経営者の理解度からいえば、資本金1億円から5千万円程度の会社に関して法律がおせっかいをやく必要はないのであって、まず開示の慣行を作るべきであろうとの考え方を示された。そして、開示に関して責任をとるために税理士もしくは会計士に監査を依頼するようになるのを待つべきではないか、とも述べられた。榊田氏は、経営者の理解度をまず考えるべきであり、専門家が関与して指導することの有意義性を評価された。また山本氏は、開示を優先すべきであって、その次に経済性と独立性を考えるべきであるとされた。法務省の参事官による威嚇には絶対に反対であるし、独立性に関しては職域問題のからむこともつけ加えられた。

最後に、司会者から、本日のディスカッションにおいて、問題の性格上結論が出なかったのはやむをえないとしても、社会のコンセンサス、需要等が必要であろうし、職域論争から離れた大局の見地に立つことも必要であろうとの意見が述べられ、今後の建設的議論を期待する旨の発言ののち、4時間にもおよぶパネル・ディスカッションは終了した。